

環境影響調査要領

制定 令和元年(2019年)12月20日 施管第936号

(目的)

第1条 この要領は、道営農業農村整備事業（以下「事業」という。）の実施に伴い発生する工事振動、騒音、水枯渇、地盤変動等について事業に伴う環境影響調査を行い、その防止対策を講ずることにより、その発生を未然に回避し又は軽減することを目的とする。

(環境影響予測)

第2条 計画を担当する職員（以下「計画担当者」という。）は、事業計画の樹立に当たっては、事業の実施によって事業予定地域及びその周辺地域の環境にどのような影響が生ずるかを把握するために調査を行うものとする。

2 実施を担当する職員（以下「実施担当者」という。）は、前項の調査が行われていなかった場合、調査・設計時点において前項の調査をするものとする。

3 第1項及び第2項の調査は、「工事内容と環境インパクトチェック調査」（別紙1）に定めるところにより行うものとする。

(未然防止対策と工法の適合性)

第3条 計画担当者及び実施担当者は、事業の実施に当たって、第2条の調査を基に関係受益者と周辺住民に事業の目的と工事内容を説明するとともに、環境への影響を未然に防止するために、工事及び工法を検討するものとする。

2 実施担当者は、前項の工事内容の説明をするとともに、事業損失における因果関係の判定のための事前調査及び事後調査の重要性の説明並びに調査内容及び方法について説明を行い、調査への承諾を得ておくものとする。

(事前環境調査)

第4条 実施担当者は、第2条の調査により環境への影響が予測される場合は、工事の施行前に、工事施行区域及びその周辺地域の状態を把握するために調査を行うものとする。

2 前項の調査は、「工事に伴う環境調査」（別紙2）に定めるところにより行うものとする。この場合において、必要に応じ専門の機関に依頼することができるものとする。

(工事前における影響防止対策)

第5条 実施担当者は、前条第1項の調査の結果、環境への影響が避けられないと認めるときは、その程度を最小限に防止するための工事及び工法について検討するものとする。

(工事中における影響防止対策)

第6条 実施担当者は、工事中に環境の変化が認められたときは、速やかに被害を防止するための工事及び工法の検討、使用機械の指定、作業時間の限定等を行うものとし、必要と認めるときは、さらに、応急対策を講ずるものとする。工事請負人から影響の事実に対する協議があった場合において、その事実を実施担当者が確認したときも同様とする。

（工事後の環境影響調査の実施）

第7条 実施担当者は、第4条第1項の調査を行った工事について、工事前及び工事中と比較して、周辺地域の状態が変化しているか確認するために調査を行うものとする。

2 前項の調査は、「工事に伴う環境調査」（別紙2）に定めるところにより行うものとする。

（調査結果）

第8条 第2条第1項、第4条第1項、及び第7条第1項の調査の結果は、被害が発生した場合における事業に伴う工事と当該被害との因果関係を立証するための記録として、事業完了後5年間保存するものとする。

別紙1

工事内容と環境インパクトチェック調査

工事内容と環境インパクト・チェック

地区名												条	地 形		平地・丘陵地・山地・その他()									
事業名												件	地 盤		普通地盤・軟弱地盤									
工 種													土地利用状況		水田・畑・その他()									
環境に影響を及ぼす 工事内容と構造物等 (w) (a) 影響を受ける環境要素		工 事 内 容													構 造 物 等									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
		植	掘	切	盛	埋	法	資	地	コ	基	斜	土	仮	土									
		生		土	土	戻	面	材	盤	ン	礎	面	砂	設	壊									
		除		工	工	工	工	運	改	ク	変	採	工	改										
		去	削	工	工	工	工	搬	良	リ	杭	掘	工	良										
生活環境	1	騒音振動		人的影響																				
				建築物・工作物																				
				家 畜																				
生活環境	2	生活への直接影響 (交通関係)																						
	3	そ の 他 ()																						
気象変化	4	日 照																						
	5	風向・風速																						
	6	砂 塵																						
水象・水質	水位水量	7	河 川																					
		8	地 下 水																					
	水質	9	河 川																					
		10	地 下 水																					
		11	海洋・湖沼																					
土壌変化	12	土層(異種土層の混入)																						
	13	透 水 性																						
	14	保 水 力																						
	15	流亡(土壌流亡劣化)																						
災害発生	16	水蝕(浸食・決壊)																						
	17	風害(風蝕倒壊干害)																						
	18	崩壊(地盤変動・崩壊)																						
	19	洪水(氾濫・湛水)																						
	20	なだれ(山崩・土砂流出)																						
21	自然文化保護 (自然公園・保護地域・史跡・遺跡)																							
22	生物環境変化 (動物・植物・魚介類)																							
23	地 盤 変 動																							

工事内容と環境インパクト・チェック調査記入要領

- (1) 横の欄の「環境に影響を及ぼす工事内容と構造物等 (W)」の工種の主たるインパクトの項目が、縦の欄の「影響を受ける環境要素 (a)」の23項目に与える影響を次により記入する。
- 影響が大きいと予想される
 - △ 影響があると予想される
 - 影響がないと予想される
- (2) 構造物等の欄に次の構造物から該当するものを記入して、(a)に与える影響を(1)により記入する。
- | | |
|--------------|----------|
| ア、道路 (砂利・舗装) | イ、橋梁 |
| ウ、ダム、頭首工 | エ、トンネル |
| オ、山留め工 | カ、地下埋設施設 |
| キ、用水路施設 | ク、排水路施設 |
| ケ、建物 | |
- (3) 生活環境の欄は、騒音・振動による「人的影響」「建築物・工作物」「家畜」に与える影響と「生活への直接影響」に分類し記入する。
- 水象・水質の欄は、河川等より取水し養殖されている魚などへの影響を含め記入する。
- 生物環境変化の欄は、森林・河川・湖沼に生息する自然生物に対するものを記入する。
- 地盤変動の欄は、軟弱地盤における掘削・盛土・仮設工・地下水位の変化等による周辺地盤の沈下及び隆起が予測される場合に記入する。
- (4) 上記により「影響が大きいと予想される」または「影響があると予想される」に該当するものについては、別票の「環境予測調査票」により細部調査を実施する。
- (5) 当該事業の工事計画図 (S = 1/5,000) に上記 (4) による調査該当箇所の旗揚げを記入し「影響予測調査位置図」と表示する。

環境予測調査票

作成者

工種	区分	環境要素	環境に影響を及ぼす 工事内容の詳細	影響を受けると予測される 環境要素の詳細

農業農村整備事業の実施における環境インパクト調査

検討すべき環境要素		インパクトの種類	インパクトの内容
生物環境	森林の生態系	森林の伐採 盛土・客土用土砂の採掘 切土・盛土 排水系の変更 騒音・振動 排気ガス	緑地の減少・生息地の破壊 〃 〃 〃 〃 〃 〃
	河川・湖沼の生態系（海の生態系）	河川改修 水路開削・改修 排水系の変更 森林の伐採 水質汚濁 土砂流出 ピーク流量変化	水系・水量の変化による生態変化 〃 〃 〃 生息地の破壊による生態系変化 〃 〃
自然景観	山岳地	森林の伐採 切土・盛土	山岳景観の破壊 〃
	大地・丘陵地	森林の伐採 盛土・客土用土砂の採掘 切土・盛土 構造物 切土・掘削土の放置	丘陵地景観の破壊 〃 〃 〃 〃
	低地・耕作地	河川改修 排水系の変更 盛土・客土用土砂の採掘 構造物 切土・掘削土の放置	平坦地・耕地の景観の破壊 〃 〃 〃 〃
公園・文化財等	公園・緑地	森林の伐採 切土・掘削土の放置	緑地の減少・レクリエーション用地消滅 〃
	遺跡	排水系の変更 盛土・客土用土砂の採掘 切土 削孔・開削 基礎工事による掘削	遺跡の破壊・観光資源の消滅 〃 〃 〃 〃
	その他の文化財	河川改修（河道変更） 盛土・客土用土砂の採掘 切土・盛土 削孔・開削 基礎工事による掘削 資材の輸送 建設機械の作業	史跡等文化財の破損 〃 〃 〃 〃 〃 〃

検討すべき環境要素		インパクトの種類	インパクトの内容
土地	地形	河川改修	地表の改変・掘り起こし
		水路開削・改修	〃 〃
土地	土壌	骨材の採取	〃 〃
		盛土・客土用土砂の採掘	〃 〃
土地	土壌	切土・盛土	〃 〃
		基礎工事における掘削	〃 〃
土地	土壌	護岸	〃
		舗装	〃
土地	土壌	構造物	〃
		森林の伐採	土壌の流亡・土壌の乾燥化
土地	土壌	切土・盛土	〃 ・排水不良
		盛土・客土用土砂の採掘	〃 ・湿地化
土地	土壌	骨材の採取	異種土壌の混入
		削孔・開削	〃
土地	土壌	基礎工事における掘削	〃
		資材の輸送	土壌間隔減少による劣化
土地	土壌	建設機械の作業	〃 ・油汚染
		舗装	土壌の乾燥化
土地	土壌	埋設物	排水不良
		構造物	〃
水	地表水	森林の伐採	水量の変化
		河川改修（河道変更）	水系の変化・水量の変化
水	地表水	水路開削	〃 〃
		排水系の変更	〃 〃
水	地表水	骨材の採取	〃 ・汚濁
		削孔・開削	〃 〃
水	地下水	切土	〃 〃
		河川改修（河道変更）	地下水位の変化
水	地下水	水路開削	〃
		盛土・客土用土砂の採掘	〃 ・下層へ浸透・汚濁
水	地下水	削孔・開削	〃
		切土	〃
水	水質	基礎工事における掘削	〃
		河川改修	汚濁
水	水質	骨材の採取	〃
		盛土・客土用土砂の採掘	〃
水	水質	削孔・開削	〃
		切土・盛土	土壌流亡による汚濁
水	水質	切土・掘削土の放置	〃
		排水路・暗渠排水	溶解質の流出
水	水質	農業用水	〃
		建設機械の作業	汚濁・油汚染

検討すべき環境要素		インパクトの種類	インパクトの内容
大	日照	森林の伐採 構造物	日陰の消滅 日照障害
	風向・風速	森林の伐採 盛土・客土用土砂の採掘 土盛土 構造物	風向・風速の変化 〃 〃 〃
	質	骨材の採取 盛土・客土用土砂の採掘 切土 資材運搬	砂ぼこり 〃 〃 〃
	振動	削孔・開削 基礎杭打ち コンクリート工 資材運搬 建設機械の作業	振動 〃 〃 〃 〃
気	騒音	削孔・開削 基礎杭打ち コンクリート工 舗装 資材運搬 建設機械の作業	騒音 〃 〃 〃 〃 〃
	海水・湖沼	水質 埋立て 河川改修 排水系の変更 客土用土砂の採掘 削孔・開削	汚濁・土砂流出～堆積 〃 〃 〃 〃
自然のメカニズム	降雨 (流出系)	森林の伐採 河道変更 骨材の採取 切土・盛土 削孔・開削 護岸装 舗装 切土・掘削土の放置	ピーク流量の増大・流下速度増大 〃 流出率の変化 〃 〃 〃 〃 表面流出増大
	地盤 (振動系)	岩盤掘削 基礎杭打ち 資材運搬	地盤の不安定化 〃 〃
地盤 (地下水系) (軟弱地盤)	地盤	埋設物・構造物の荷重 建設工事・交通の振動 切土・開削 揚水・貯水	水圧低下・圧密収縮・地盤沈下 〃 水脈切断・水圧の変化 水圧低下・水圧上昇・地盤変動

別紙 2

工事に伴う環境調査

1-1 調査

調査は、工事施行前（工事施行前に行う調査を事前調査という。）と工事完了後（工事完了後に行う調査を事後調査という。）に行うものとする。

1-2 調査区域等

調査区域は、工事区域の境界から30メートルを標準とし、調査対象範囲の地形・地盤・地質条件や建物の配置状況・位置関係、仮設等工事の工法・過去の工事施工時の状況等を考慮し、決定するものとする。

1-3 調査の通知等

建物等の事前調査及び事後調査に当たっては、あらかじめ当該建物等の所有者等に調査の日時を通知するとともにその承諾を得ておくものとする。

2-1 建物の調査の方法

建物等の事前調査及び事後調査の方法については、別途定めている「地盤変動影響調査算定要領」（令和元年(2019年)12月20日付け施管第935号）によるものとする。

3-1 環境調査

環境調査とは、騒音、振動及び井戸の調査をいうものとする。

3-2 騒音の調査の方法

測定方法は、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日付け厚生省・建設省告示第1号）に準拠するものとし、それ以外については次により測定するものとする。

- (1) 測定箇所は、郡、市、町、村、大字、字、地番によるものとする。
- (2) 測定回数及び時間は、午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は、10分間隔とする。
- (3) 気象条件は、天候、温度、風向、風力を計測するものとする。
- (4) マイクロホンの位置は、工事实施上予想される発生源から測線上に2点を取り、それぞれ10メートル及び30メートルの地点を標準とする。

3-3 振動の調査の方法

測定方法は、振動規制法施行規則(昭和51年11月10日総理府令第58号)に準拠するものとし、それ以外については、次により測定するものとする。

- (1) 測定箇所は、郡、市、町、村、大字、字、地番によるものとする。
- (2) 測定回数及び時間は、午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし1回ごとの測定時間は、10分間とする。
- (3) 気象条件は、天候、温度、風向、風力を計測するものとする。

- (4) ピックアップ位置は、工事実施上予想される発生源から測線上に3点を取り、それぞれ10メートル、40メートルの地点を標準とする。

3-4 井戸の調査の方法

井戸に関する調査は、所在地、所有者氏名、使用目的（飲料水等）、規模（測定不可能な場合は、聴取調査）、調査年月日、水面高（穂高）水深、井戸枠天端の標高を記録するとともに、水道の有無を調査するものとする。

なお、湧水量を計測できる場合は、これを測定するものとする。

3-5 環境調査の調査表等

環境調査により作成する調書等は、次のとおりとする。

- (1) 騒音測定結果一覧表（様式第1号）
- (2) 振動測定結果一覧表（様式第2号）
- (3) 井戸調査表（様式第3号）

騒音測定結果一覧表

様式第1号

項 目	記 事						No. 測定箇所平面図
調 査 件 名							
調 査 箇 所							
調 査 年 月 日							
測 定 計 器 名							
測 定 者 氏 名							
測 定 時 間	測定平均値		気象条件			主要騒音原因	
	発生源から 10m	発生源から 30m	天 候	気 温	風 向		
8時(分から 分)							
9時(分から 分)							
10時(分から 分)							
11時(分から 分)							
12時(分から 分)							
13時(分から 分)							
14時(分から 分)							
15時(分から 分)							
16時(分から 分)							
17時(分から 分)							
備 考							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

振 動 測 定 結 果 一 覧 表

様式第2号

No.

項 目	記 事							測 定 箇 所 平 面 図	
調 査 件 名									
調 査 箇 所									
調 査 年 月 日									
測 定 計 器 名									
測 定 者 氏 名									
測 定 時 間	測定平均値			気象条件					主要振動原因
	発生源	発生源から 10m	発生源から 40m	天候	気温	風向	風力		
8時(分から 分)									
9時(分から 分)									
10時(分から 分)									
11時(分から 分)									
12時(分から 分)									
13時(分から 分)									
14時(分から 分)									
15時(分から 分)									
16時(分から 分)									
17時(分から 分)									
振 動 の 方 向	鉛直動(Z)								
備 考									

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

様式第3号

井戸調査表

井戸 No.	所在地	使用者	使用目的		調査者 規格 (径×深)	水面調査		調査番号	備考
			飲料	他		調査年月日	水面高(水位)		
					水道の有無				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。